

公益社団法人全日本不動産協会北海道本部組織運営細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）地方本部の組織及び運営に関する規則第47条第1項の規定に基づき、その従たる事務所である北海道本部（以下「当本部」という。）の組織及び運営に関し必要な細則を定めることを目的とする。

(地方本部役員の定数)

第2条 当本部の地方本部役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 地方本部理事 9名以上15名以内
- (2) 地方本部監事 2名又は3名

2 当本部の地方本部理事のうち1名を本部長、2名以内を副本部長、7名以内を地方本部常務理事とする。

3 当本部の地方本部監事として当本部に所属する正会員以外の者を選任する場合、その定数は1名とする。

(地方本部常務理事会)

第3条 当本部に、地方本部常務理事会を置く。

2 当本部常務理事会は、本部長、副本部長、及び地方本部常務理事をもって構成する。

3 当本部常務理事会は、当本部理事会から委任された事項を決議するほか、当本部における事業の執行を円滑に行うために必要な事項を協議する。

4 前3項に定めるもののほか、当本部常務理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(支部)

第4条 当本部には、当本部理事会の決議により、支部を置くことができる。

2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、本会の理事会が定めるもののほか、当本部理事会の決議により、別に定める。

(規則等)

第5条 本会の理事会が定める規程及びこの細則に定めるもののほか、当本部の運営上必要な事項は、本会の理事会の決議に抵触しない範囲において当本部理事会において別に定める。

(細則の変更)

第6条 この細則を変更しようとするときは、当本部総会の決議を経て、本会の理事会の承認を得なければならない。ただし、本会の理事会の決議により変更されたときは、この限りではない。

2 前項の当本部総会の決議は、当本部に所属する総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成24年5月23日 当本部総会承認

平成24年6月13日 本会理事会承認

平成27年5月28日 平成27年3月13日本会理事会決議に基づき当本部総会一部改正承認